

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月29日
【会社名】	K L a b株式会社
【英訳名】	K L a b I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真田 哲弥
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-4500-9077
【事務連絡者氏名】	取締役 IR室長 中野誠二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-4500-9077
【事務連絡者氏名】	取締役 IR室長 中野誠二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 843,700,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,300,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 本株式については、平成25年11月29日付の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 振替機関の名称及び住所
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,300,000株	843,700,000	421,850,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,300,000株	843,700,000	421,850,000

- (注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、421,850,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
649	324.5	100株	平成25年12月24日 （火）	-	平成25年12月24日 （火）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、当社と割当予定先との間で株式買取契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに割当予定先との間で株式買取契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による新株発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は行われなないこととなります。
5. 当社と割当予定先との間で締結する株式買取契約において、割当予定先の本第三者割当増資に係る払込義務は、当社の平成25年11月29日付の取締役会決議に基づくQihoo 360 Technology Co. Ltd.を割当先とする新株式の発行に係る払込金額の全額の払込みが完了していることを停止条件として発生する旨定められます。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
K L a b株式会社 経営管理部法務グループ	東京都港区六本木六丁目10番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京U F J銀行 虎ノ門中央支店	東京都港区虎ノ門一丁目4番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
843,700,000	3,300,000	840,400,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

上記手取金の具体的な使途については、次のとおり予定しております。また、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業の展開に係る新規タイトル開発費用	500	平成25年12月～ 平成26年11月
国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業の展開に係る広告・マーケティング活動費用	340.4	平成25年12月～ 平成26年11月

当社は、モバイルオンラインゲームの開発及び運用を行っており、会員数は延べ3,300万人を突破いたしました。また、昨年より海外市場向けゲームの開発・提供も開始し、海外においても着実に実績を積み重ねております。更に、Kabam, Inc. (本社：アメリカ合衆国カリフォルニア州、CEO：ケビン・チョウ) や Microsoft Corporation (本社：アメリカ合衆国ワシントン州、CEO：スティーブ・バルマー) など世界的な有力企業との業務提携を締結する等、海外展開を加速させております。

その中、海外における有力企業との提携や国内のヒットタイトルの海外展開、及び大型新規タイトル開発等への投資を目的とした資金需要が増大しており、当期での資金調達実施は、競争が激化しているモバイルオンラインゲーム市場において、更なるヒットタイトルの創出によるシェア拡大、及び収益の増加へ寄与するものと考えております。

そこで、当社は、平成25年11月29日、本第三者割当増資及び第9回乃至第11回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決定いたしました。本第三者割当増資及び本新株予約権の発行・行使によって調達する資金（払込金額の総額の合計3,552,700,000円、差引手取概算額の合計3,544,900,000円）は、国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動及び新規タイトル開発費用へ充当する予定です。

なお、当社は、平成25年8月に株式会社博報堂及びOakキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施し、374,064,900円を調達しました。この調達した資金の一部については、平成25年8月から平成25年11月までに、国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業の展開に係る広告・マーケティング費用並びに新規モバイルオンラインゲームの企画及び開発に係る費用に充当しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成25年11月29日付の取締役会決議により、本第三者割当増資と並行して、以下の概要のとおり第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行を決議しております。

（第三者割当による新株式の発行）

（1）払込期日	平成25年12月24日
（2）株式の種類及び数	普通株式918,500株
（3）発行価格	1株当たり649円
（4）発行価額の総額	596,106,500円
（5）募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当 割当予定先：Qihoo 360 Technology Co. Ltd.

（第三者割当による第9回新株予約権の発行）

（1）払込期日	平成25年12月16日
（2）割当日	平成25年12月16日
（3）新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式1,000,000株（1個当たり1株）
（4）新株予約権の総数	1,000,000個
（5）発行価格	1個当たり3円50銭（1株当たり3円50銭）
（6）発行価額の総額	3,500,000円

(7) 行使価額	1株当たり750円 但し、当社は、平成25年12月16日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を第9回新株予約権の保有者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第9回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、本項において「修正日」という。)において、当該修正日の前取引日(株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(当初340円とし、行使価額に準じて調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
(8) 行使期間	平成25年12月16日から平成27年12月15日まで
(9) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当 割当予定先：ドイツ銀行

(第三者割当による第10回新株予約権の発行)

(1) 払込期日	平成25年12月16日
(2) 割当日	平成25年12月16日
(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式1,000,000株(1個当たり1株)
(4) 新株予約権の総数	1,000,000個
(5) 発行価格	1個当たり3円(1株当たり3円)
(6) 発行価額の総額	3,000,000円
(7) 行使価額	1株当たり850円 但し、当社は、平成25年12月16日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を第10回新株予約権の保有者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第10回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、本項において「修正日」という。)において、当該修正日の前取引日(株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(当初340円とし、行使価額に準じて調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(8) 行使期間	平成25年12月16日から平成27年12月15日まで
(9) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当 割当予定先：ドイツ銀行

(第三者割当による第11回新株予約権の発行)

(1) 払込期日	平成25年12月16日
(2) 割当日	平成25年12月16日
(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式1,000,000株(1個当たり1株)
(4) 新株予約権の総数	1,000,000個
(5) 発行価格	1個当たり2円50銭(1株当たり2円50銭)
(6) 発行価額の総額	2,500,000円
(7) 行使価額	1株当たり1,100円 但し、当社は、平成25年12月16日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を第11回新株予約権の保有者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第11回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、本項において「修正日」という。)において、当該修正日の前取引日(株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(当初340円とし、行使価額に準じて調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
(8) 行使期間	平成25年12月16日から平成27年12月15日まで
(9) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当 割当予定先：ドイツ銀行

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成25年11月29日現在におけるものであります。

a．割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行（Deutsche Bank Aktiengesellschaft）
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12 （Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany）
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成25年6月27日 （2012年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）） 有価証券報告書（2012年度）の訂正報告書 平成25年6月27日 半期報告書 平成25年9月27日 （2013年度中（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日））
b．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

当社は、平成25年10月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から、本第三者割当増資と本新株予約権の発行を同時に実施する資金調達方法について最初の提案を受けました。当該提案を受け、当社内で正式な協議・検討を行った結果、以下に述べるとおり、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であり、かつ本第三者割当増資及び本新株予約権の発行が有効な調達手段であるとの結論に至ったため、平成25年11月29日の取締役会において、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

当社は、ドイツ銀行グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、今回の資金調達では、一定の手取金を元手として事業活動の促進と株主価値向上を図るとともに、既存事業の拡大による業績向上や外部環境の進展によってさらに企業価値が上昇する場面を着実に捉えて、次の成長資金を調達できる方法を選択したいと考えていたため、ドイツ銀行グループより提案を受けた資金調達方法は、本第三者割当増資により一定の額を速やかにかつ確実に調達できるとともに、本新株予約権の発行により当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社の資金ニーズに合致していること、また、本新株予約権に係るスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、ドイツ銀行グループが独自に開発した手法であり、ドイツ銀行グループは平成19年2月から現在までに、本スキームを用いた資金調達で11件の実績を有していることから、本第三者割当増資及び本スキームを用いた資金調達を行うには、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であると判断いたしました。

ドイツ銀行グループは、下記「f．払込みに要する資金等の状況」及び「g．割当予定先の実態」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しております。

(注)本第三者割当増資は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

1,300,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先は、本株式について、投資銀行業務に基づく投資有価証券として保有し、市場動向に応じて適宜これを売却していく予定です。割当予定先は、本株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。

当社は、割当予定先から、割当予定先が発行日より2年以内に本株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の財務諸表等から、純資産額は54,410百万ユーロ(約75,238億円、換算レート1ユーロ138.28円(平成25年11月28日の仲値))(連結、平成25年6月27日現在)と確認しているほか、当該資金の払込みについては本株式に係る買取契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

ドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin))の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行(Bank of England)(プルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority))及び英国金融行為監督機構(Financial Conduct Authority)の監督及び規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、当社株式の株価動向、市場動向、本第三者割当増資で発行される本株式の数等を総合的に勘案した上で、割当予定先との協議を行い、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日（平成25年11月28日）における株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値721円を基準に10%ディスカウントした649円といたしました。

直近の当社の株価は、平成25年8月以降急激な変化は無く、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とすると、概ね700円から1,000円の範囲で安定しつつも緩やかな下降トレンドを辿っております。当社は、このような株価の変動と本第三者割当増資により生じる希薄化、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）等を勘案して、上記ディスカウントを決定いたしました。

本第三者割当増資に係る上記発行価格は、取締役会決議日（平成25年11月29日）の前営業日までの直前1ヶ月間の終値の平均値である740円（円未満切捨て）に対しては、12.30%のディスカウント、同直前3ヶ月間の終値の平均値である832円（円未満切捨て）に対しては、22.00%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値の平均値である934円（円未満切捨て）に対しては、30.51%のディスカウントであり、当社株式の株価動向と本第三者割当増資により生じる希薄化等を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な発行価格には該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（うち会社法上の社外監査役3名）から、取締役会における上記算定根拠による発行価格の決定は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に特に有利ではない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により新たに発行される本株式の数は1,300,000株（議決権数13,000個）であり、平成25年11月29日現在の当社発行済株式総数30,643,600株（議決権数297,478個）を分母とする希薄化率は4.24%（議決権の総数に対する割合は4.37%）に相当します。

また、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の新株式及び本新株予約権の目的となる株式並びに平成25年7月17日付の取締役会決議に基づいて発行した株式及び新株予約権の目的となる株式の数は合計4,676,500株であり、これに係る議決権数は合計46,765個（以下「加算議決権数」といいます。）です。

本株式に係る議決権の数に加算議決権数を加えた数（59,765個）を、平成25年11月29日現在の総議決権数（297,478個）からこれに含まれる平成25年7月17日付の取締役会決議に基づいて発行した株式に係る議決権の数を控除した数（294,267個）で除した割合は20.31%に相当するため、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の許可をもって行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本第三者割当増資並びに本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述のとおり国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動及び新規タイトル開発費用に充当することで計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の割 合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
ドイツ銀行ロンドン支店(ドイツバンクアークアークロンドン6100) (常任代理人ドイツ証券)	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK (東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー)	-	-	4,300,000	12.30%
真田 哲弥	東京都江東区	3,846,900	13.07%	3,846,900	11.00%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ エージェント ビーエヌワイエム エイエス イーエイ	東京都中央区月島四丁目16番13号	1,110,000	3.77%	1,110,000	3.17%
MSIP CLIENT SECURITIES	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	973,500	3.31%	973,500	2.78%
Qihoo 360 Technology Co. Ltd.	中華人民共和国北京チャオヤン地区ジャングオ通り71番ブロック1エリアDフートンタイムズプラザ	-	-	918,500	2.63%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	836,900	2.84%	836,900	2.56%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	782,600	2.66%	782,600	2.24%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	739,600	2.51%	739,600	2.12%
セガサミーホールディングス株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル21階	675,000	2.29%	675,000	1.93%

バンクオブ ニューヨーク メロン エス エー エヌブ イ フォー ビーエヌワイ ジーシーエム クライアント	東京都千代田区 大手町一丁目2 番3号	632,600	2.15%	632,600	1.81%
ドイチェバン クアーゲー ロンドンピー ピーノントリ ティークライ アンツ 613	東京都千代田区 永田町二丁目11 番1号	585,500	1.99%	585,500	1.67%
計	-	10,182,600	34.61%	15,401,100	44.05%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年6月30日現在の株主名簿上の株式数に、平成25年7月17日付の取締役会決議に基づいて発行した株式及び新株予約権の目的である株式の数並びに当社において把握している主要株主による株式の売却を反映させたものを基準としております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本第三者割当増資により交付される新株式の発行数並びに上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の新株式の発行数及び新株予約権の目的となる株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. ドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、本第三者割当増資により交付される当社株式及び本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、本第三者割当増資により交付される当社株式及び本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の総株主の議決権の5%を超えて保有することはできない旨定めておりますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）
平成24年11月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第1四半期（自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日）
平成25年1月11日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第2四半期（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）
平成25年4月12日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第3四半期（自 平成24年3月1日 至 平成25年5月31日）
平成25年7月12日関東財務局長に提出

5【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第4四半期（自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日）
平成25年10月15日関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成24年11月29日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成25年7月16日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年11月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券届出書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年11月29日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

K L a b株式会社 本店
(東京都港区六本木六丁目10番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。